

加美町ファミリー住ま居る(スマイル) 住宅取得補助金

新婚さん・子育て世帯・移住者のマイホーム取得と、Uターン世帯が親と同居する住宅の増改築を支援します！

この事業は、加美町の人口減少を抑制し定住の促進と地域の活性化を図るため、新たに住宅の取得を行う新婚世帯、子育て世帯、及び新規転入者の住宅取得経費並びにUターン世帯が親と同居する住宅の増改築経費の一部を補助します。

なお、申請の受付期間であっても、当該年度内予算に達した時点で終了いたしますので、ご理解願います。

1. 対象となる世帯

新婚世帯	夫婦のいずれか一方が40歳未満である婚姻後5年を経過していない世帯
子育て世帯	中学3年生までの子どもがいる世帯
新規転入者	加美町外に3年以上居住した後、加美町に転入される方、又は転入後5年未満の方
Uターン世帯	加美町出身者又はその配偶者が、加美町の住民基本台帳に過去5年以上記録があり、再転入前加美町外に3年以上居住した方で令和3年4月1日以降に加美町にUターンし、親と同居する世帯

※ただし、加美町に定住する意思があり、かつ地域コミュニティ活動へ協力し、納付すべき町税の滞納がないことが条件になります。

2. 住宅の完成・契約

新築住宅	令和6年4月1日以降に契約されたものかつ、申請日時点で工事及び引渡しが完了し、住所の移転及び土地・家屋の所有権移転登記及び所有権保存登記が完了しているもの（対象となる世帯の要件を満たさない建て替えは除く）
中古住宅	令和6年4月1日以降に売買契約されたものかつ、申請日時点で引渡しが完了し、住所の移転及び土地・家屋の所有権移転登記及び所有権保存登記が完了しているもの
増改築（Uターン世帯のみ）	令和6年4月1日以降に工事請負契約されたものかつ、申請日時点で工事が完了しているもの（対象経費100万円（消費税及び地方消費税含む）以上の工事）

※新築・中古住宅は、床面積が50平方メートル以上のもの（併用住宅の場合、住宅部分の面積割合が2分の1以上で住宅部分の床面積が50平方メートル以上のもの）で、自己の居住用のもの。

※増改築の対象は、多世代居住を目的としたもので、住宅の部屋、台所、浴室、便所、玄関等の工事とし、次に掲げるものとする。

- ・既設の住宅の延床面積を増やす増築
- ・既設の住宅の一部を取り壊して間取りなどを変更する改築
- ・住宅の機能向上のために行う補修又は設備改善のための工事

3. 補助金額

※新築・中古住宅取得価格が補助金額に満たない場合はその額が上限額となります。

		新築住宅	中古住宅	増改築（Uターン世帯のみ）
基本額		30万円	15万円	対象経費の1/3以内 (補助上限50万円)
加算額	土地取得	10万円	5万円	—
	新婚・子育て世帯	30万円	15万円	—
	新規転入者	20万円	10万円	—
	町内業者施工	10万円	—	10万円
合計（最大）		100万円	45万円	60万円

4. 手続き

①交付申請書（様式第1号）の提出

添付書類【書類の不足がある場合には、受付できない場合があります】

- ・戸籍謄本（※新婚世帯に該当する場合）
- ・世帯全員の住民票の写し（住所移転後のもの）
- ・戸籍附票（過去4年間の住所履歴がわかるもの（場合によっては前住所地で取得）※新規転入者又はUターン世帯に該当する場合）
- ・町税の納税証明書又は非課税証明書（前年度における全ての町税に未納がないことを証明するもの。（場合によっては前住所地で取得）中学生以下を除き世帯全員分）
- ・施工者が建築業法に基づく許可を受けた者であることを証明する書類（一般及び特定建設業の許可通知の写し ※新築住宅の場合）
- ・住宅取得等に要する経費又は増改築工事に要した対象経費の内訳を明らかにできる書類（工事請負契約書又は売買契約書等の写し、土地取得の場合は売買契約書等の写し）
- ・誓約書兼同意書（様式第6号）
- ・現況写真（建物外観）及び図面（平面図及び立面図等）
- ・着工前と完成後の写真及び図面（※増改築の場合）
- ・住宅等の位置図
- ・取得した土地・建物の登記事項証明書の写し
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し（※新築住宅の場合）
- ・床面積が10㎡以上増える増改築の場合は建築基準法に基づく建築確認済証（建築確認通知書）の写し
- ・住宅取得等に要した費用又は工事に要した費用を明らかにできる書類（領収書又は口座振込証明書若しくはそれに準ずるものの写し）

②請求書（様式第3号）の提出（交付決定通知書（様式第2号）の受理後）

添付書類

- ・振込先金融機関の口座情報が確認できる書類の写し（※交付決定者本人名義の口座に限る。）
※振込みまでは請求書を受理してから1ヵ月程度を要します。

5. その他

- ・補助金の交付を受けると、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合に、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額は、その補助金等の額を控除した額とすることとされています。詳しくは税務署にご確認ください。
- ・建設課で実施している耐震改修、建替え工事に関する助成事業と併用して申請することはできません。

問合せ先・申請受付窓口

加美町役場 ひと・しごと推進課 移住定住推進係

TEL : 0229-63-5611

E-mail : hito-shigoto@town.kami.miyagi.jp